

社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会会費還元金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会各支部社会福祉協議会（以下「支部社協」という。）と社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会各地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）に対して、地域福祉活動の推進及び支部社協並びに地区社協の育成を図ることを目的とし、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会会費（以下「会費」という。）還元金（以下「還元金」という。）の交付を行うことができるものとする。

(交付の範囲)

第2条 この要綱により還元金の交付を受けられるのは、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会支部・地区社会福祉協議会設置規則に定める支部社協及び地区社協（以下「地区社協等」という。）とする。

(財源)

第3条 この要綱による還元金の財源は、会費収入を充てる。

(財源の表示)

第4条 還元金を充当した事業の実施に際し、会費収入による還元金を財源としている旨を周知案内文、購入備品等に表示すること。

2 表示に当たっては「この事業には皆様からご協力いただいた社協会費が使われています」に統一すること。

(交付額の基準)

第5条 支部社協に交付する還元金額は、当該支部社協が所属する安曇野市社会福祉協議会支所（以下「各支所」という。）が前年度に収入した会費の総額の概ね5パーセントの額とする。

2 地区社協に交付する還元金額は、次に掲げる第1号と第2号の合計額とする。

(1) 当該地区の前年度の普通会費・賛助会費の総額の25パーセントの額。

(2) 当該支所の前年度会費の総額から普通会費・賛助会費を除いた額の概ね25パーセントの額を各支所内の地区社協数で除して得た額。

(申請の手続)

第6条 この還元金の交付を受けようとする地区社協等は、「還元金交付申請書兼概算払い請求書（様式第1号）」（以下「申請書」という。）を社会福祉法人安曇野市社会

福祉協議会長（以下「会長」という。）に提出する。

- 2 申請書には、「〇〇地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画書及び予算書（様式第2号）」を併せて提出する。また、地区社協等において独自に作成した事業計画書、予算書、役員名簿及び規約を添付しなければならない。但し、地区社協等の総会資料で同様の内容が確認できる場合は、それに代えることができる。

（審査・交付）

- 第7条 会長は、地区社協等から提出された申請書を受理し、これを審査し、交付を適当と認めた時は還元金を交付する。

（適正使用）

- 第8条 還元金の交付を受けた地区社協等は、申請に基づき、適正に使用するものとする。

（経理）

- 第9条 地区社協等は交付を受けた還元金が明確になるよう、その会計について、これを地区社協等単独で経理しなければならない。

（実績報告）

- 第10条 還元金交付を受けた地区社協等は、会計年度終了後速やかに「〇〇地区社会福祉協議会 地域福祉活動計画実施報告書及び清算・決算書（様式第3号）」（以下「決算書」という。）を会長に提出しなければならない。
- 2 決算書には、地区社協等において独自に作成した事業報告書、決算書を添付しなければならない。但し、地区社協等の総会資料で同様の内容が確認できる場合は、それに代えることができる。
- 3 会長は、前項の報告を受け審査し、事業内容が適正に行なわれているか地区社協等に適正使用に関する指導をすることができる。
- 4 地区社協等が翌年度に繰越のできる額は、交付額の10パーセントを限度とする。
- 5 不実の申請、申請の内容と異なる事業の実施及び適正使用がされなかった等の場合、会長は地区社協等に対し、交付額の一部又は全部について返却を求めることができる。

（委任）

- 第11条 この要綱に定めない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。